


第 50 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月26日

長野県松本市渚2丁目9番38号

 株式会社 長野銀行

取締役頭取 田中 誠二

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	13,744	預 金	839,937
コ ー ル ロ ー ン	33,492	外 国 為 替	0
商 品 有 価 証 券	11	そ の 他 負 債	3,839
有 価 証 券	211,517	未 払 法 人 税 等	3
貸 出 金	613,564	リ ー ス 債 務	9
外 国 為 替	313	そ の 他 の 負 債	3,826
そ の 他 資 産	2,809	賞 与 引 当 金	462
有 形 固 定 資 産	10,393	退 職 給 付 引 当 金	1,533
無 形 固 定 資 産	1,306	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	180
繰 延 税 金 資 産	7,476	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	43
支 払 承 諾 見 返	3,338	偶 発 損 失 引 当 金	85
貸 倒 引 当 金	△ 14,109	支 払 承 諾	3,338
		負 債 の 部 合 計	849,420
		(純資産の部)	
		資 本 金	13,000
		資 本 剰 余 金	9,663
		資 本 準 備 金	9,663
		利 益 剰 余 金	15,307
		利 益 準 備 金	2,625
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,681
		別 途 積 立 金	10,997
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,684
		自 己 株 式	△ 786
		株 主 資 本 合 計	37,185
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,761
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	15
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,745
		純 資 産 の 部 合 計	34,439
資 産 の 部 合 計	883,859	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	883,859

中間損益計算書 (平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,673
資 金 運 用 収 益	9,124
(うち貸出金利息)	(7,626)
(うち有価証券利息配当金)	(1,317)
役 務 取 引 等 収 益	948
そ の 他 業 務 収 益	203
そ の 他 経 常 収 益	397
経 常 費 用	10,086
資 金 調 達 費 用	1,796
(うち預金利息)	(1,613)
役 務 取 引 等 費 用	691
そ の 他 業 務 費 用	28
営 業 経 費	5,856
そ の 他 経 常 費 用	1,712
経 常 利 益	586
特 別 利 益	22
特 別 損 失	24
税 引 前 中 間 純 利 益	583
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9
法 人 税 等 調 整 額	203
中 間 純 利 益	371

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に

基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9百万円、「その他負債」中のリース債務は9百万円増加しております。また、営業経費、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内

閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 53百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,762百万円、延滞債権額は19,747百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,287百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,797百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,360百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,445百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 2百万円
有価証券 12,506百万円
担保資産に対応する債務
預金 802百万円
其他負債 304百万円
上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券13,950百万円を差し入れております。
子会社、子法人等の借入金等の担保は該当ありません。
また、其他資産のうち保証金は197百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、66,230百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが48,937百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,945百万円
- 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,820百万円であります。
- 12. 1株当たりの純資産額382円39銭
- 13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.02%

（中間損益計算書関係）

- 1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,306百万円、株式等償却220百万円及び債権売却損23百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純利益金額 4円11銭
- 3. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額17百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗3か所	土地及び建物	17百万円
			(うち土地 7百万円)
			(うち建物 10百万円)
長野県外	事業用店舗1か所	建物及び動産	0百万円
			(うち建物 0百万円)
			(うち動産 0百万円)
合計			17百万円
			(うち土地 7百万円)
			(うち建物 10百万円)
			(うち動産 0百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。

なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	5,588	5,611	22
地 方 債	2,066	2,071	4
そ の 他	10,000	9,282	△717
合 計	17,655	16,965	△690

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	4,468	4,642	173
債 券	159,449	157,891	△1,557
国 債	69,602	68,250	△1,351
地 方 債	9,325	9,339	14
社 債	80,521	80,301	△220
そ の 他	30,125	27,125	△2,999
合 計	194,043	189,660	△4,383

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、220百万円(うち時価のある株式52百万円、時価のない株式168百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①時価が取得原価に対して50%程度以上下落している場合、②時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落しており、中間決算日前3ヶ月間において時価が一度も取得原価に達していない場合等であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債(私募債)	2,510
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	53
その他有価証券 非上場株式	1,613
その他の証券	24

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。


繰延税金資産

貸倒引当金	4, 8 2 9 百万円
退職給付引当金	6 1 8
減価償却費	2 0 3
有価証券評価損	7 1 3
その他有価証券評価差額金	1, 7 8 8
繰越欠損金	9 5 4
その他	<u>5 4 1</u>
繰延税金資産小計	9, 6 4 9
評価性引当額	<u>△ 2, 1 6 2</u>
繰延税金資産合計	7, 4 8 6
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	<u>△ 1 0</u>
繰延税金負債合計	△ 1 0
繰延税金資産の純額	<u>7, 4 7 6 百万円</u>

第 50 期 中 間 決 算 公 告

平成 20 年 1 2 月 2 6 日

長野県松本市渚 2 丁目 9 番 3 8 号

 株式会社 長野銀行

取締役頭取 田中 誠二

中間連結貸借対照表 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	14,297	預 金	837,632
コールローン及び買入手形	33,492	借 用 金	8,326
商 品 有 価 証 券	11	外 国 為 替	0
有 価 証 券	211,467	そ の 他 負 債	6,502
貸 出 金	607,317	賞 与 引 当 金	482
外 国 為 替	313	退 職 給 付 引 当 金	1,541
リース債権及びリース投資資産	15,310	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	203
そ の 他 資 産	5,100	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	43
有 形 固 定 資 産	11,000	偶 発 損 失 引 当 金	85
無 形 固 定 資 産	1,503	支 払 承 諾	3,338
繰 延 税 金 資 産	7,894	負 債 の 部 合 計	858,156
支 払 承 諾 見 返	3,338	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ 15,537	資 本 金	13,000
		資 本 剰 余 金	9,663
		利 益 剰 余 金	16,086
		自 己 株 式	△ 786
		株 主 資 本 合 計	37,964
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,761
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	15
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,745
		少 数 株 主 持 分	2,136
		純 資 産 の 部 合 計	37,354
資 産 の 部 合 計	895,511	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	895,511

中間連結損益計算書 (平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		14,349
資 金 運 用 収 益	9,155	
(うち貸出金利息)	(7,656)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,316)	
役 務 取 引 等 収 益	942	
そ の 他 業 務 収 益	3,853	
そ の 他 経 常 収 益	397	
経 常 費 用		13,736
資 金 調 達 費 用	1,878	
(うち預金利息)	(1,610)	
役 務 取 引 等 費 用	621	
そ の 他 業 務 費 用	3,129	
営 業 経 費	6,116	
そ の 他 経 常 費 用	1,990	
経 常 利 益		612
特 別 利 益		293
償 却 債 権 取 立 益	1	
リース会計基準の適用に伴う影響額	271	
そ の 他 の 特 別 利 益	20	
特 別 損 失		24
固 定 資 産 処 分 損	7	
減 損 損 失	17	
税金等調整前中間純利益		881
法人税、住民税及び事業税		97
法人税等調整額		287
少数株主利益		96
中間純利益		399

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

株式会社長野スタッフサービス

株式会社長野ビーエス

長野カード株式会社

株式会社ながぎんリース

ながぎん機販株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとお

り計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を

評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借主側)

上記会計基準等の適用に伴い、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

(貸主側)

1. 中間連結損益計算書関係

上記会計基準等の適用に伴い、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ4百万円(下記特別利益計上による影響額を除く。)増加しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引等については、上記会計基準等に定める方法による会計処理に変更しており、この変更による影響額271百万円は、特別利益として計上しております。

2. 中間連結貸借対照表関係

リース業務における所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸与資産は「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めておりましたが、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。また、リース業務における割賦債権は「その他資産」に含めておりましたが、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,973百万円、延滞債権額は20,169百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,287百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,430百万円であります。

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,360百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,445百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 2百万円

有価証券 12,506百万円

リース債権及びリース投資資産 9,133百万円

担保資産に対応する債務

預金 802百万円

借入金 7,956百万円

その他負債 304百万円

上記のほか、当座借越契約、金利スワップ契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券13,950百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は205百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、80,095百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが48,237百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,423百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,820百万円あります。

11. 1株当たりの純資産額 391円4銭

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 8.42%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却8百万円、貸倒引当金繰入額1,568百万円、株式等償却230百万円及び債権売却損23百万円を含んでおります。
2. 1株当たりの中間純利益金額 4円43銭
3. 営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額17百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗3か所	土地及び建物	17百万円
			(うち土地 7百万円)
			(うち建物 10百万円)
長野県外	事業用店舗1か所	建物及び動産	0百万円
			(うち建物 0百万円)
			(うち動産 0百万円)
合計			17百万円
			(うち土地 7百万円)
			(うち建物 10百万円)
			(うち動産 0百万円)

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	5,588	5,611	22
地 方 債	2,066	2,071	4
そ の 他	10,000	9,282	△ 717
合 計	17,655	16,965	△ 690

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	4,468	4,642	173
債 券	159,449	157,891	△ 1,557
国 債	69,602	68,250	△ 1,351
地 方 債	9,325	9,339	14
社 債	80,521	80,301	△ 220
そ の 他	30,125	27,125	△ 2,999
合 計	194,043	189,660	△ 4,383

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、230百万円（うち時価のある株式52百万円、時価のない株式177百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①時価が取得原価に対して50%程度以上下落している場合、②時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落しており、中間連結会計期間末日前3ヶ月間において時価が一度も取得原価に達していない場合等であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債（私募債）	2,510
その他有価証券 非上場株式 その他の証券	1,617 24